

公共建築物における“奈良の木”利用推進方針

1 意義及び効果

(1) “奈良の木”利用の推進の意義

本県は、豊富な森林資源に恵まれているものの、山村地域において過疎化及び高齢化が進行するとともに、林業及び木材産業が不振となっていることを要因として、森林の適正な整備がなされていない状況にあり、このままでは森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的機能の発揮に支障を来たすことが懸念されている。

このような現状において、県産材の生産・流通システムの合理化に取り組みつつ、公共建築物において“奈良の木”すなわち県産材を利用することは、林業及び木材産業の振興を通して、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、山村その他の地域の経済の活性化、雇用の確保の実現に繋がる。このため、県は本方針に基づき、公共建築物への県産材利用を推進するものとする。(注1)(注2)

(2) “奈良の木”利用の効果

公共建築物において県産材利用を推進することにより、次の効果が期待される。

①公共空間の高質化

木材は安らぎ・温もりを与えたり、周囲の景観に溶け込むなどの視覚的効果があるほか、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有し、公共空間の高質化が図られる。

②循環型社会形成への貢献

木材は製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できるなど、環境にやさしい資材であり、循環型社会の形成に貢献する。

③林業及び木材産業の振興への寄与

県産材の安定的な需要を直接的に創出することにより、林業及び木材産業の振興に寄与する。

④一般建築物における県産材利用の拡大

公共建築物は、広く県民一般の利用に供されることから、多くの県民に対して、県産材と触れ合い県産材の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能であり、住宅、事務所、店舗等の一般建築物への県産材の利用拡大に繋がる。

⑤木の文化の継承への寄与

本県には貴重な歴史的木造建造物が多数存在しており、公共建築物における木材の利用を推進することは、奈良県の風土・景観及び建築技術における木の文化の継承に寄与する。

2 基本的考え方及び目標

(1) “奈良の木”利用の基本的考え方

①公共建築物のあり方

公共建築物は、県民の共通の財産であり、多くの人に長期にわたって使われるという性質から、公共施設としての機能及び利用者の利便性や安全性の確保、長寿命化、ライフサイクルコストの低減等を考慮する必要がある。

②公共建築物への木材利用の課題

公共建築物への木材利用については、木材が、その素材の性質から、構造強度、耐火性能や水分・シロアリ等に対する耐久性能の確保について課題がある。このため、JAS材の利用、木材自体の不燃・難燃化、防腐処理等による耐久性向上、集成材やCLT(直交集成板)、木質耐火部材等の木材関連技術の活用及び設計上の工夫に取り組む必要

がある。

また、他の建材よりも調達に時間を要する場合や価格面で不利になる場合がある。

③公共建築物における県産材利用に向けて

県は、公共建築物の機能及び利用者の利便性や安全性の確保を前提として、公共空間の高質化など県産材利用の効果と費用とを総合的に考慮し、可能な限りその利用の推進に取り組むものとする。

(2) “奈良の木” 利用の目標

県は、(1)の基本的考え方を踏まえながら、以下を目標として公共建築物における県産材利用の推進を図るものとする。

①低層建築物における木造化の推進

耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物の新築、改築及び増築（以下「新築等」という。）にあたっては、県産材を利用した木造化を積極的に推進する。（注3）（注4）

②内装等の木質化の推進

県は、公共建築物の新築等及び改修にあたっては、多くの県民が利用する部分や木質化がふさわしい部分について、県産材を利用した内装の木質化を推進する。また、景観上特に木質化がふさわしい建築物については、県産材を利用した外装の木質化を推進する。（注4）

③「奈良県地域認証材」の利用の促進

県は、整備する公共建築物において、トレーサビリティ確保・品質確保のために「奈良県地域材認証センター」が認証する「奈良県地域認証材」の利用の促進に配慮するものとする。

(3) “奈良の木” の適切な供給の確保

県は、公共建築物の整備の用に供する県産材の適切な供給の確保のため、次の施策に取り組むものとする。

①木材生産・流通の合理化及び技術開発の推進

県は、木材製造業者その他木材の供給に携わる者と連携し、木材生産・流通の合理化及び技術開発を推進し、県産材の安定供給・品質・性能の確保・向上、競争力のある価格の実現に努めるものとする。

②「奈良県地域認証材」の拡充等

県は確実な県産材利用の観点から、円滑な木材調達方法を検討するとともに、木材製造業者その他木材の供給に携わる者と連携し、「奈良県地域認証材」の拡充及び取扱事業者の拡大に努めるものとする。

3 一般建築物への“奈良の木” 利用の促進

県は、一般建築物における県産材利用の促進のため、次の施策に取り組むものとする。

(1) 市町村及び民間等の一般建築物における“奈良の木” 利用の拡大

県は、県以外の者が整備する建築物において、県産材の積極的な利用を拡大するため、市町村及び民間等へ要請するとともに支援に努めるものとする。

(2) 県民に対する積極的なPR

県は、公共建築物における県産材利用の推進の意義等について県民の理解が深められるよう、その取組み状況の積極的なPRに努めるものとする。

4 建築物以外への“奈良の木” 利用の推進

県は、県産材を原材料として使用した机・椅子、書棚等の備品及び消耗品の積極的な利用に努めるほか、公共土木工事における工作物及び工事用資材についても、県産材利用

に努めるものとする。

また、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について検討を行うものとする。

5 「奈良の木利用推進協議会」の設置

県は、公共建築物等における県産材利用を推進するため、県、市町村及び関係団体で組織する「奈良の木利用推進協議会」を設置し、公共建築物等における県産材利用の推進方策の検討、円滑な県産材供給のための連絡調整、適切な県産材利用のための助言等を行うものとする。

6 「奈良の木利用促進連絡会議」の設置

県は、整備する公共建築物における県産材利用を推進するため、県の財政担当部局、事業担当部局、営繕担当部局、林業・木材産業担当部局、環境担当部局等の関係部局横断的な「奈良の木利用促進連絡会議」を設置し、公共建築物における県産材利用の推進方策の検討等を行うものとする。

附則

- 1 この方針は、平成24年3月29日から運用する。
- 2 この方針については、施策の実施状況、効果等について把握・分析を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

附則

この方針は、平成30年3月29日から運用する。

(注1)

ここでいう「奈良の木」とは、奈良県内で生育し伐採された原木及びその加工品をいう。

(注2)

ここでいう「公共建築物」とは、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第2条第1項各号及び同法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物をいう。具体的には、

(ア) 地方公共団体(県、市町村等)が整備する公共の用又は公用に供する建築物

- ・学校
- ・社会福祉施設(老人ホーム、保育所等)
- ・病院・診療所
- ・運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、公民館等)
- ・公営住宅
- ・庁舎、公務員宿舎 等

(イ) 国又は地方公共団体以外の者が整備し、広く県民に利用され公共性が高い建築物

- ・学校
- ・社会福祉施設(老人ホーム、保育所、福祉ホーム等)
- ・病院・診療所
- ・運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、青年の家等)
- ・公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所(併設の商業施設は除く)

(注3)

ここでいう「低層」とは、「高さ13m以下かつ軒高9m以下で延床面積3,000㎡以下」の建築物をいう。

(注4)

ここでいう「木造化」とは、建築物の構造耐力上主要な部分である柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。また、「内装等の木質化」とは、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分、及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。